



# 目次

1. 調査の背景と目的	2
2. 調査結果のサマリーとデロイトトーマツグループの提言	3
3. 調査結果	5
4. 調査概要	18

# 1. 調査の背景と目的



## 背景



### 非財務情報開示の標準化・義務化

非財務情報開示の標準化・義務化に向けた動きが、世界の大きな潮流となっている。IFRS財団はサステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立、「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項（S1）\*1」及び「気候関連開示（S2）\*2」の公開草案を発表した。パブリックコメントの意見を踏まえて2023年のなるべく早い段階での最終化を目指している。

欧州は2021年4月に非財務情報開示指令（NFRD：Non-Financial Reporting Directive（2014年））の改正案としてサステナビリティ報告に関する指令\*3（CSRD：Corporate Sustainability-information

Reporting Directives）を提案。2022年4月に公開草案を発表し、こちらもパブリックコメントの意見を踏まえて2023年6月末までに最終化を予定している。企業の規模・種類によって段階的に適用開始となり、一番早い対象企業については2025年に開示されるレポートから適用が始まるとされている。

米国では2021年3月に気候関連情報開示規則案\*4を発表。開示遵守日はSEC登録企業タイプ別に段階的に導入されるが、規則案が予定通り2022年末までに採択されると、一番早い大規模早期提出会社は2024年に開示されるレポートから適用が始まる。



## 目的



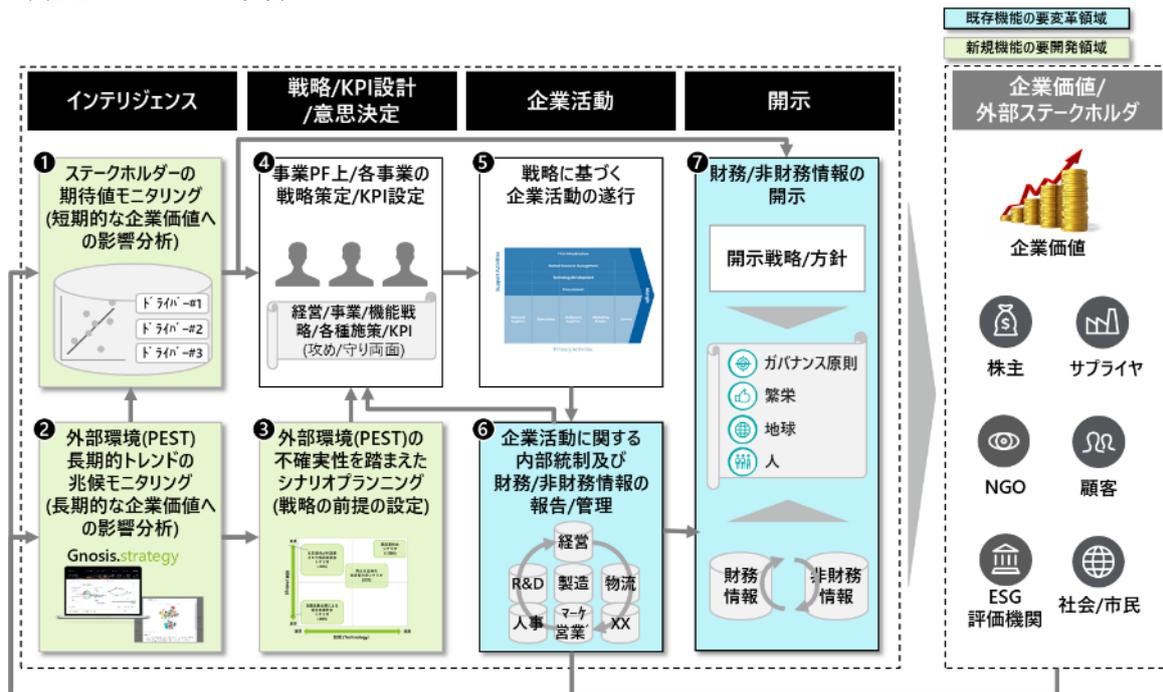
### ESGデータドリブン経営

こうした背景の下、デロイト トーマツグループでは外部／内部のESG関連データを収集・分析し経営の意思決定に活用する「ESGデータドリブン経営」の実装が今後企業に不可欠になると考えている。ESGデータドリブン経営とは、企業活動の努力を企業価値向上に繋げる経営管理基盤として、意思決定に必要なインプットおよび企業活動の結果（アウトプット）を財務・非財務問わずタイムリーに収集・分析することを可能とするアナリティクス基盤を整備・実装・活用することである。世界的な非財務情報開示の標準化・義務化の加速に対応し、かつ自社の企業価値向

上を可能にするためにはこのESGデータドリブン経営が必須になると我々は位置付けている。

非財務情報開示の標準化・義務化への対応と、非財務情報を活用した企業の価値向上への道筋において、広く企業の対応状況と課題を把握するため、2021年度のサーベイ\*5に引き続き、2022年8月、「ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2022」を実施した。

図1. ESGデータドリブン経営



## 2. 調査結果のサマリーとデロイト トーマツ グループの提言



### 調査結果サマリー



#### 非財務情報の開示を巡る外部動向のモニタリング・分析

- ほぼすべての回答者がESGデータの開示を巡る保証を含む国内外の外部動向を注視
- 外部動向のモニタリングでは「情報量が多すぎる」や「重要度の判断が難しい」が増加し、急速に進む動向の把握と、それが自社に与える影響の判断に各社苦慮している



#### 連結範囲を対象とした非財務情報の収集・分析、内部統制の高度化

- 収集すべきデータが多岐にわたり、範囲がデータによってバラバラの実態は変わらず
- 収集にITシステムを利用している企業は昨年の約1割から約3割強と、ここ1年で拡大したものの、それに伴いメンテナンス等の新たな課題も顕在化
- 引き続き残る手作業による収集には、効率・精度・スピードの面で課題が多い
- ESGデータに関する第三者保証は、実施中が約6割と、前年から大きく増加



#### 非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析

- 前年同様、7割超が「ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かしたいがまだ実施できていない」と回答

※123社162名の回答を分析



## デロイト トーマツ グループの提言



### 非財務情報の開示を巡る外部動向のモニタリング・分析に関して

- 開示や第三者保証の義務化への検討状況をモニタリングする機能の強化、その為のリソース配分とコミュニケーションルートの整備（外部専門家も活用しながら）
- 具体的なアクションとしてはまず、適用される開示要求に対するGap分析を開始し、対処すべき課題を識別



### 内部の非財務情報収集・分析・内部統制の高度化に関して

非財務情報開示規制への対応ロードマップ（下記図2）に照らし合わせると、以下対応の必要性が差し迫っている。

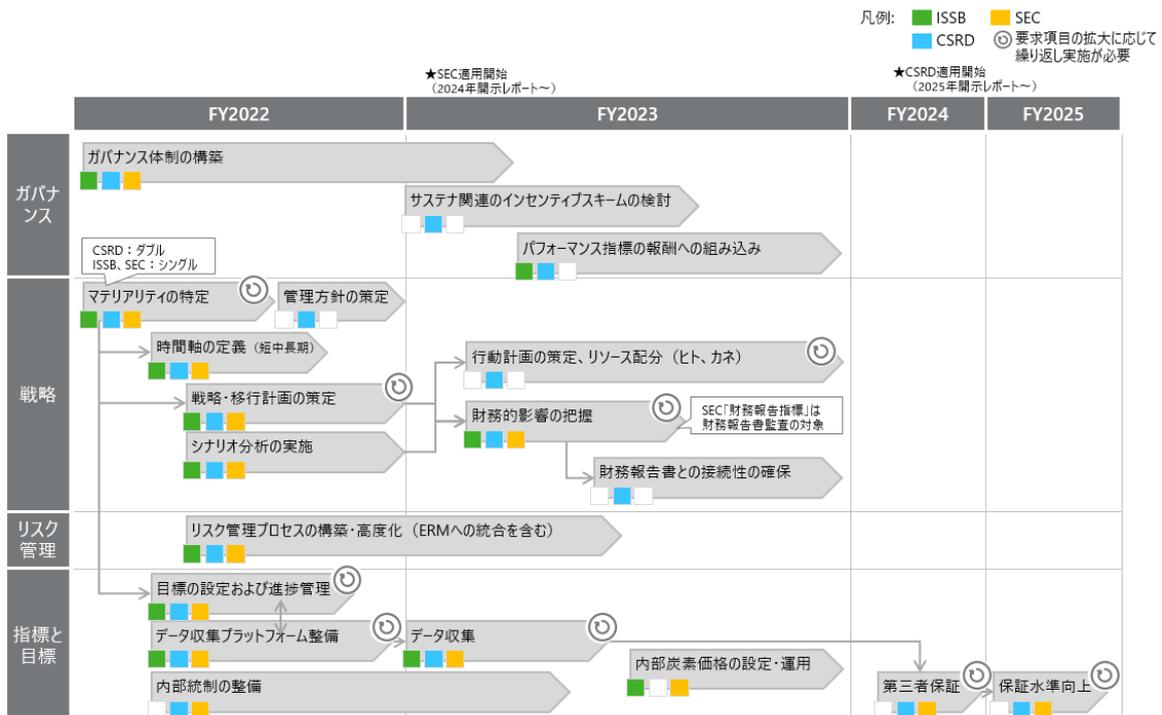
- 各種開示要請は連結バウンダリーでの非財務情報収集が大前提となっており、ITシステム活用が有効ではあるものの、その前に業務設計とシステム要件定義が必須
- ITシステムを活用しても必ず残る手作業での収集も、エクセルのパケツリレーを効率化する何らかのITインフラによるサポートが期待される
- 将来の企業価値を左右する「マテリアリティ」を識別し、これに関連する非財務情報の実績データには第三者保証を取得（必要となる内部統制も考慮）



### 非財務情報開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析に関して

- 本来、財務・非財務情報は表裏一体であり、経営者として把握しておくべき情報との認識に基づき、その中でも何が企業価値向上に寄与するトリガーなのかをロジカルに分析して傾向を見極め、経営判断に活かしていく仕組みを構築・導入すべき

図2. 非財務情報開示規制への対応ロードマップ



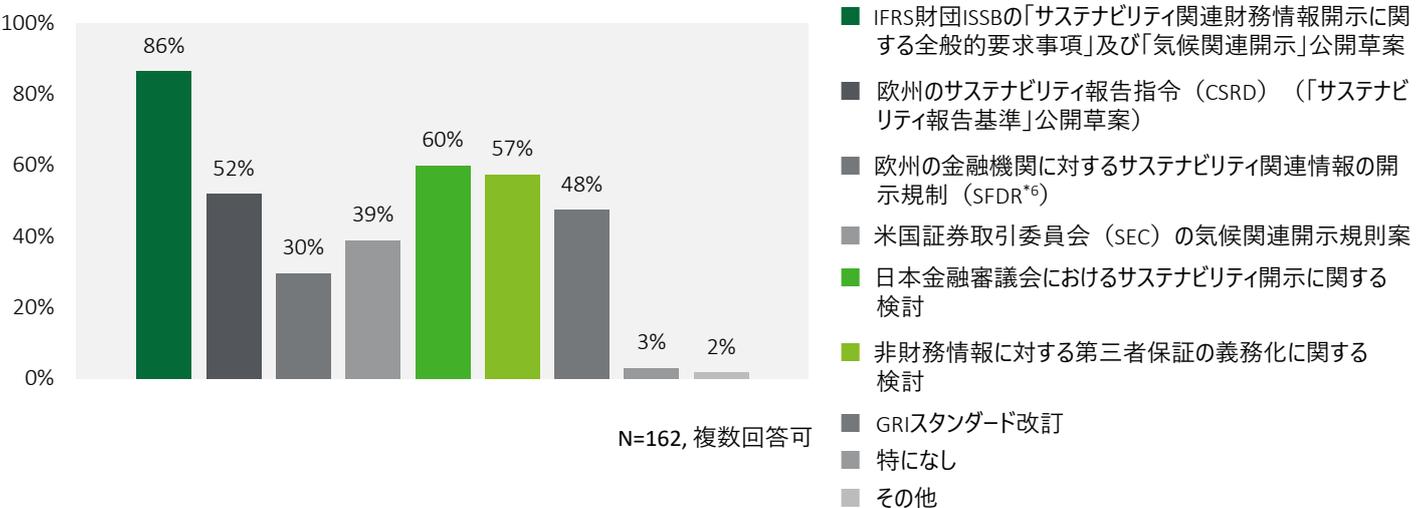
### 3. 調査結果

#### ① 企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析

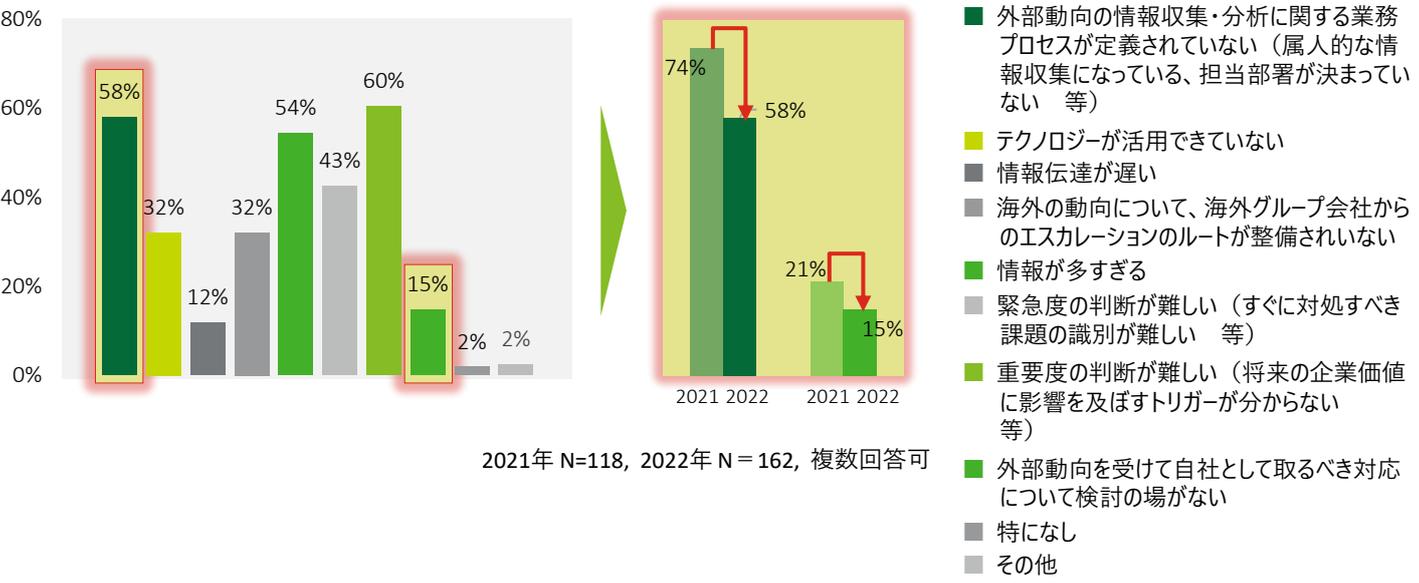
デロイトトーマツでは、多くの企業の経営層や経営企画の方々とESG関連の意見交換を日々行っている。ここ1年、非財務情報開示に関する急速な外部動向の進展を受け、自社にとって必要な情報を体系的に収集することや、外部要請と現状の開示情報との間のGapを分析することについて、対応が難しいとの声が多く聞かれる。

このことから、まず外部動向のモニタリング状況やその分析に関する設問を設け、各社の注目点と実務上の課題を調査した。

#### ①-1. 【外部動向】 ESGデータの開示をめぐる外部動向について、貴社／貴団体として注視しているものはありますか？



#### ①-2. 【外部動向の情報収集・分析】 外部動向の情報収集・分析に関する課題は何ですか？



①-1. 注視している開示関連の外部動向について、総じて関心が高いことが窺える結果となった。

- 9割超の企業がIFRS財団ISSBの「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」及び「気候関連開示」公開草案を注視（2021年度と比較しても注視しているとの回答が約1割増加）
- 次いで「日本金融審議会におけるサステナビリティ開示に関する検討」は約6割が注視

その他として、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures \*7）を注視しているとの回答も複数見られた。

①-2. 外部動向の情報収集・分析に関する課題についてはほぼすべての企業・団体が課題ありと回答。

- 約6割の企業が「自社にとっての重要度の判断が難しい、情報量が多すぎる」と回答
- 一方で「外部動向の情報収集・分析において、テクノロジーの活用」を課題として挙げたのは少数派（約3割）
- 経年変化で見ると、「外部動向の収集・分析に関する業務プロセスの定義」及び「自社として取るべき対応についての検討の場が課題である」との声は減少



## 考察



ここ最近、各規制当局や各団体から非財務情報開示に関するアップデートが矢継ぎ早にリリースされ各所で説明会やリリースも行われている。これらの動きを受け、CSRやサステナビリティの部門に所属する担当者は、今まで以上に情報収集に追われている。

各社における情報収集のための体制構築については、昨年調査では遅れがみられたものの、この一年間で改善が見られた。外部動向を受けて、情報収集のための体制構築の必要性が認められつつあることが見て取れる。

一方、各社とも急速に変化する外部動向の把握や、自社にとっての重要度判断には苦慮しており、外部モニタリング機能を強化する必要性が示唆される。そのためには、外部モニタリング機能を組織に割り当て、リソースも投入した上で、全社的なリスクマネジメント（ERM）として、リスク・機会の識別や評価を含めて検討できる仕組みづくりが求められる。

また、外部発信のシーンでも、非財務情報と自社の企業価値を結び付けた価値創造ストーリーの訴求が必要となるため、IR部門の役割も増している。

これら関連する部門が協力し、対応を議論するためには、会議体や意思決定機関の整備と共に、テクノロジーの活用も有効となる。テクノロジーの活用により、膨大な情報を処理し、自社に深いデータのトレンドを瞬時に抽出することで、より迅速かつ適切な判断が促されるであろう。

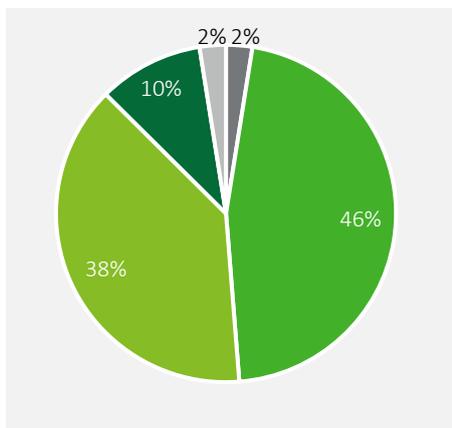
## ① 企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析（続き）

続いて、非財務情報開示の義務化が現実味を帯びている状況から、各社の具体的な対応を伺った。



### ①-3.【外部動向を受けた対応】

公開草案の開示など、外部動向を受けて具体的な対応を実施していますか？



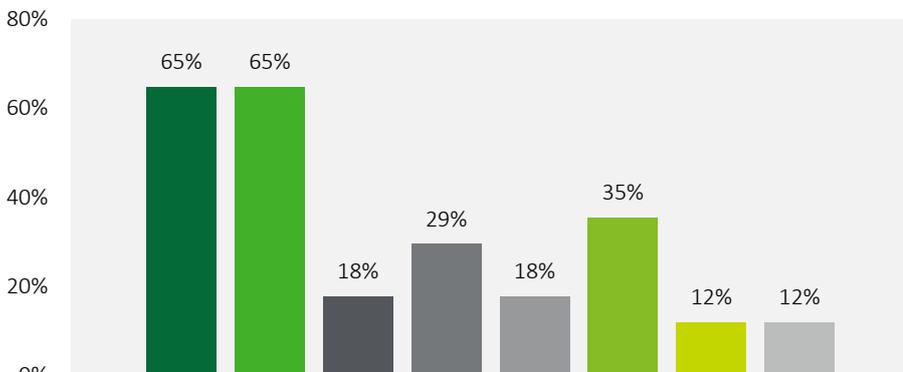
N=162

- 対応の必要性を特に感じていない
- 対応の必要性を感じているが、まだ動けていない
- 対応を開始すべく関係者と調整中である
- 既に対応を実施中／実施済み
- その他



### ①-4.

公開草案の開示など、外部動向を受けての具体的な対応内容をご回答ください。



N=17, 複数回答可

- ISSB「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」と自社現状のGAP分析
- ISSB「気候関連開示」と自社現状のGAP分析
- 欧州「サステナビリティ報告基準」と自社現状のGAP分析
- SEC「気候変動開示規則」と自社現状のGAP分析
- 各種開示基準・規則に対応する組織設計
- 各種開示基準・規則に対応する業務プロセス設計
- 各種開示基準・規則に対応するITインフラ導入・拡張
- その他

①-3. 外部動向を受けた具体的な対応実施については、既に対応を「実施中／実施済み」との回答も1割見られたものの、大多数（約8割）は「これから対応する（まだアクションを起こしていない）」との回答であった。また、「対応の必要性を見極め中」との回答も複数見られた。

①-4. 前問で「実施中／実施済み」と回答した企業17社の具体的な対応内容としては、約7割が「ISSBと自社現状とのGAP分析」と回答した。次いで、約4割が「各種開示基準・規則に対応する業務プロセス設計」と回答した。一方で、「各種開示基準・規則に対応するITインフラ導入・拡張」との回答は約1割に留まった。



## 考察



各社、非財務情報開示規制への対応は緒についたばかりであり、何をいつ始めればよいのかを見極めている企業も多いという調査結果となった。一方で、義務化が差し迫るSEC対応のみならず、CSRD対応への必要性から、ITインフラの導入も含めて具体的な対応検討を始めている企業も出だしている。

外部要請に対応していくためには、現状、収集・開示できているデータ項目と各要請項目とのGap分析がまずは出発点となる。いずれの開示要請においても非財務情報の収集は財務情報開示と同様にグローバル連結で求められるため、収集範囲の拡大が必須となる。現状、非財務情報の収集・開示範囲は国内のみ、連結の一部のみ等、データ間でもばらつきのある状況に鑑みると、データ収集範囲の拡大は多くの企業が直面する課題の1つになると考えられる。

また、現状収集できているデータであっても、正確性の担保とデータ収集及び開示の早期化のためには、業務プロセスの設計・内部統制の構築・ITシステムの活用が不可欠となる。これらを踏まえると、企業が取り組むべき道のりはまだ遠い。

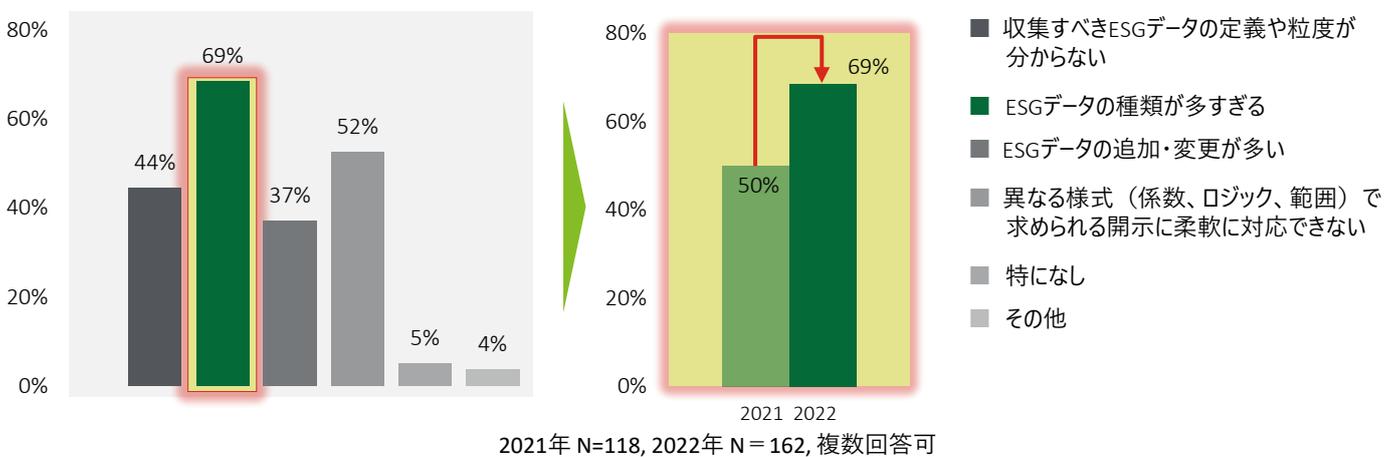
## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化

続いて、今回の調査のメインとなる企業内部のESGデータ収集に関する課題を伺った。



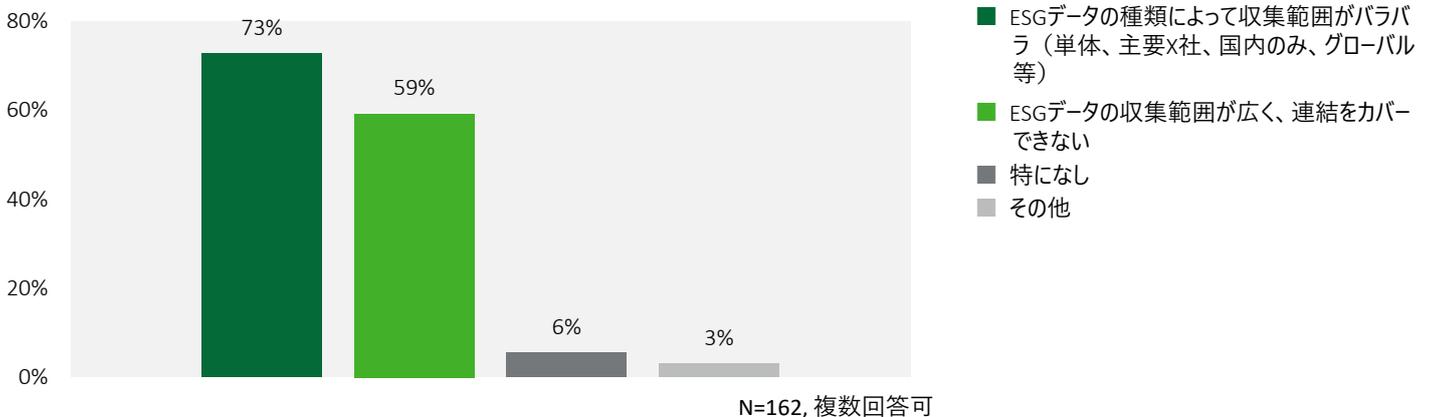
### ②-1. 【連結範囲での内部データ】

#### ESGデータ収集にあたり、対象データに関する課題は何ですか？



### ②-2.

#### ESGデータを収集する対象範囲に関する課題は何ですか？



②-1. ESGデータ収集の課題として、過半数が「ESGデータの種類が多すぎる」「異なる様式（係数、ロジック、範囲）で求められる開示に柔軟に対応できない」と回答。全体の傾向としては昨年から変わらないものの、「ESGデータの種類が多すぎる」との回答が5割から7割に増加した。その他として、自由回答では「社内KPIとの紐づけの不足」や、「社会ニーズを踏まえた必要なデータの判断」で課題があるとの回答もあった。

②-2. ESGデータ収集の対象範囲に関しては、9割超が何等かの形で課題を認識している。また、「ESGデータの種類によって収集範囲がバラバラであること」及び「連結をカバーできない」の両選択肢に対し、過半数が課題ありと回答した。全体としての傾向は昨年から変化はなかった。



## 考察



ESGデータの収集・分析対象範囲については、既に優先的に検討が進む気候変動関連を除いては、各種機関・団体で活発な議論が途上であるため、外部動向を注視し今後判断していくことが必要となる。

主要な基準設定動向をみると、IFRSでは「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1）」と「気候関連開示（S2）」の草案が公開されているが、次に基準設定を進めるべきサステナビリティの領域は未確定である。なおIFRSは、以下を候補として挙げている（英語原文のアルファベット順に記載\*8）。

- 生物多様性、生態系、自然損失
- 循環経済、材料調達、バリューチェーン
- 気候変動（S2出版後のモニタリング、S2で未対応の範囲）
- サイバーセキュリティ、データセキュリティ及び顧客のプライバシー
- 経済的不平等
- 人的資本
- 人権
- 水資源及び海洋資源

また、CSRは気候変動以外でもS（社会）の機会均等・労働環境・人権の尊重や、G（ガバナンス）についての開示も求めており、各社は自社にとっての「マテリアリティ（中長期視点でのリスク・機会の認識）」の見極めが必要となる。その際は、先述のISSBの開示基準やCSRD、EUタクソノミーによる要求事項などの外部要請を考慮しつつも、自社の企業価値を左右するドライバーに主眼を置くことが肝要となる。

各社は、このマテリアリティをベースに収集・分析すべき対象データを見極め、非財務KPIや中長期計画などを盛り込んだ、自社の価値創造ストーリーを語る事が今後一層必要となってくるであろう。

尚、話は少しわき道にそれるが、「マテリアリティ」の考え方には注意が必要である。従来、各社が特定・開示しているマテリアリティ「重要課題」は経営上特に重要な「最重要課題」ともいうべきものであった。投資家サイドからも、経営資源をどこに配分するかを分かりやすくするため、マテリアリティを絞り込むべきとの声があり、10項目前後に絞り込んだマテリアリティが主流である。一方、開示基準での「マテリアリティ」は財務的に「重大（マテリアル）な」インパクトをもたらす課題を指しており、その数は大幅に増えることが予想される。「マテリアリティではない」と判断した項目については開示対象から外れるが、各社にはその判断根拠の提示が求められることとなる。各社は「マテリアリティ」の意味を正しく理解した上での対応が求められる。

図5. 収集・開示が求められるESGデータの例

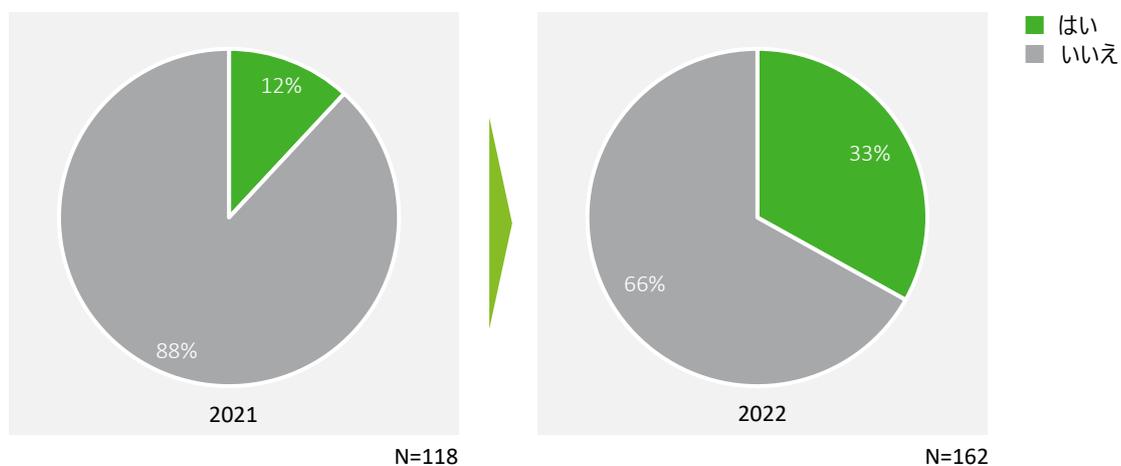
E：環境		S：社会		G：ガバナンス	
マネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ISO14001カバー率</li> <li>■ 環境法令違反発生状況・罰金額</li> </ul>	人事・労務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材基礎データ（国地域別・年代別、雇用形態別・性別）</li> <li>■ 平均年齢・勤続年数</li> <li>■ ダイバーシティ（性別・障がい者率）</li> <li>■ ローカル（現地採用）比率</li> <li>■ 組合加入率（国地域別）</li> <li>■ 流動性（採用・離職・休職）</li> <li>■ 労働時間（国地域別・平均）</li> <li>■ 休暇・育休取得率</li> <li>■ 従業員満足度</li> <li>■ 人材育成（1人当たり時間・費用）</li> </ul>	コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取締役会に占める非執行独立取締役比率</li> <li>■ 役員ダイバーシティ方針・実績</li> <li>■ 各取締役の在任期間、保有株式数、選任理由</li> <li>■ 取締役報酬に占める長期インセンティブ比率と決定ロジック</li> <li>■ 各委員会の開催数と取締役出席率</li> <li>■ グループ会社の取締役会に占めるローカル率</li> </ul>
気候変動・脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ GHG排出総量（スコープ1・2・3）</li> <li>■ GHG排出原単位</li> <li>■ GHG削減目標</li> <li>■ GHGオフセット量</li> <li>■ エネルギー使用量（再エネ内訳）</li> <li>■ 再エネ導入目標</li> <li>■ GHG削減貢献量</li> <li>■ 製品ライフサイクルCO2排出量</li> </ul>	労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ OHSAS18001等マネジメントシステムカバー率</li> <li>■ 労災発生状況（度数率・強度率、国地域別）</li> <li>■ リスクアセスメント実施率・改善状況</li> </ul>	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行動規範カバー率</li> <li>■ コンタクトリスク評価率・リスク発生状況・改善率</li> <li>■ コンプライアンス研修実施率</li> <li>■ 内部通報制度カバー率・通報件数・内訳、調査状況</li> <li>■ 贈収賄・競争法・税務関連違反の発生状況・課徴金／罰金額・処分件数</li> </ul>
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 投入資源量</li> <li>■ 廃棄物発生量・排出量（資源別）</li> <li>■ リサイクル量・率（資源別）</li> <li>■ 有害廃棄物発生量・排出量</li> <li>■ 最終処分量</li> <li>■ 水使用量（水源別）</li> <li>■ 排水量・水質（排水先別）</li> </ul>	人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人権リスク評価（DD）実施率</li> <li>■ 相談／通報制度カバー率</li> <li>■ 相談／通報件数・内訳、調査状況</li> <li>■ 人権リスク発生率・改善率・懲戒処分件数</li> </ul>	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リスク監査実施状況</li> </ul>
汚染の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 化学物質移動量（PRTR等）</li> <li>■ NOx・SOx・VOC等排出量</li> </ul>	調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現地サプライヤー調達率・率</li> <li>■ サプライヤー評価制度カバー率・実施率</li> <li>■ サプライヤー相談／通報制度カバー率・相談／通報件数・内訳、調査状況</li> <li>■ 高リスクサプライヤー比率・是正率・取引停止数</li> </ul>	政策影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政治献金額（国地域別）</li> </ul>
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MSC・ASC等認証品調達率</li> <li>■ 生物多様性リスク評価率</li> </ul>	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会貢献支出・内訳（寄附・コミュニティ投資）</li> <li>■ ボランティア活動参加率・人数</li> <li>■ インパクト評価・経済影響</li> </ul>		

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の高度化（続き）

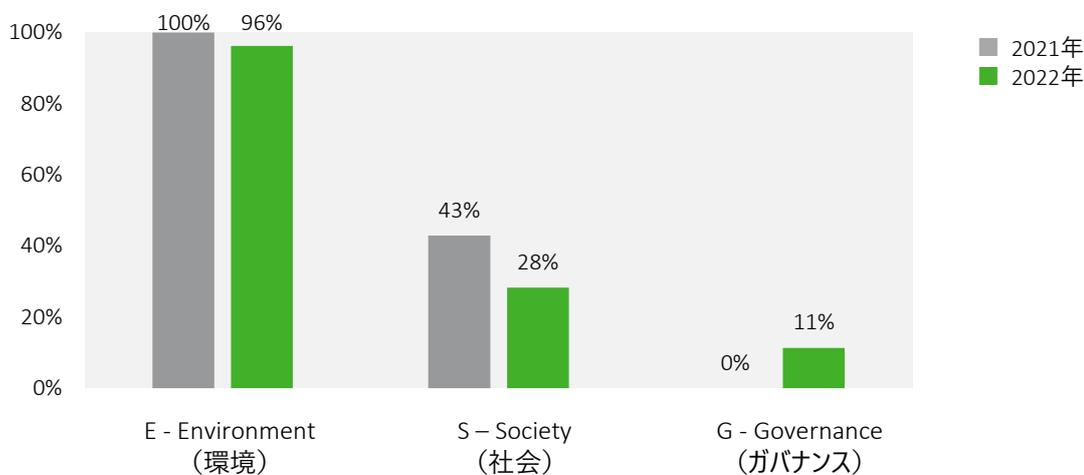
ここではESGデータ収集でのシステム（ITツールやパッケージ）利用について伺い、さらにITシステムを活用していると回答いただいた方を対象に、システムで収集しているデータ領域と、システム活用における課題を調査した。



### ②-3. ESGデータ収集にシステムを使っていますか？



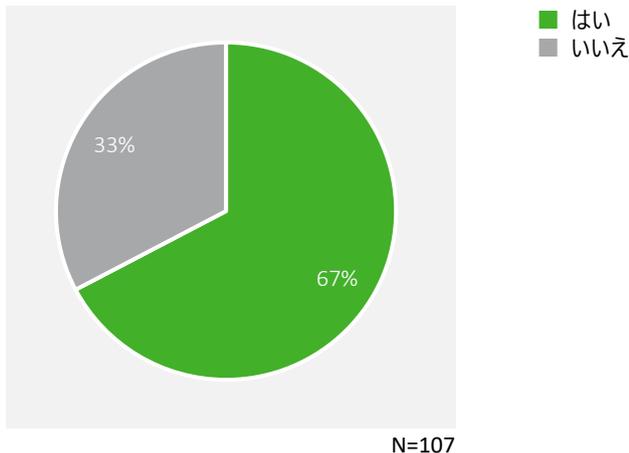
### ②-4. ESGデータ収集のシステムで収集しているデータの領域をご回答ください。



2021年 N=14, 2022年 N = 53, 複数回答可



## ②-5. ESGデータ収集にシステム活用を検討していますか？または検討したいと考えていますか？



②-3. ESGデータ収集にシステム（ITツールやパッケージ）を使っている企業は約3割であり、昨年1割から増加している。

②-4. ITシステムで収集しているデータの種類については、ESGデータ収集にシステム・パッケージを使っていると回答したほぼすべての企業がE（環境）関連データと回答している。一方、S（社会）関連データとG（ガバナンス）関連データはそれぞれ約3割と1割という結果だった。

昨年との比較では、全体の傾向は変化がないものの、ガバナンス関連データの収集にもITシステムの使用を開始した企業が出てきたことが注目される。来年度以降の回答の推移も注視したい。

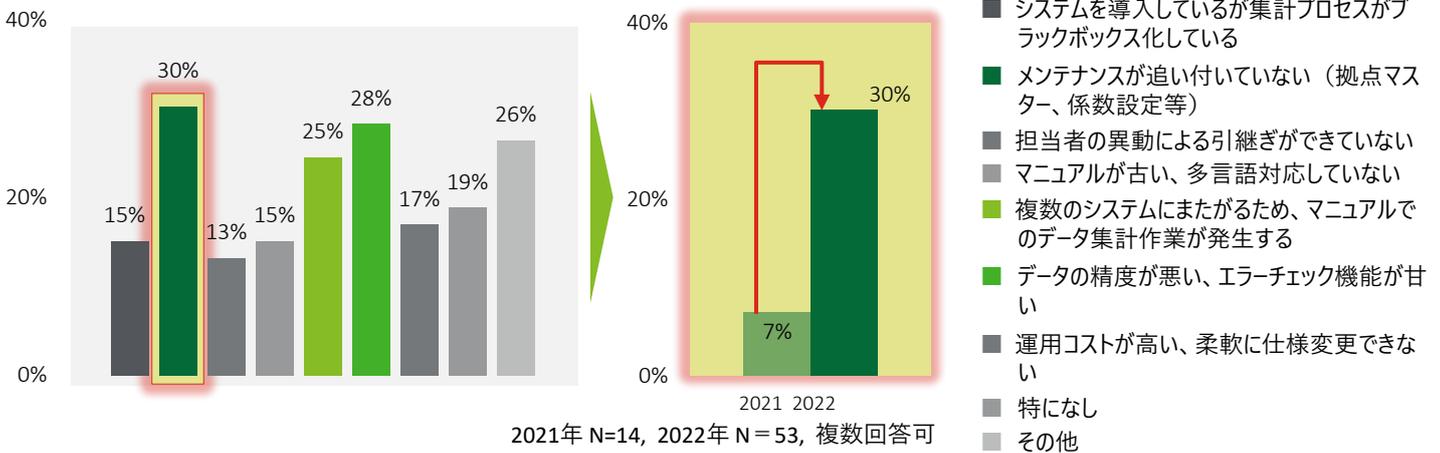
<具体的なデータ収集項目>

- E（環境）関連データ：エネルギー使用量、GHG排出量、水資源使用量、大気/水質汚染物質排出量、廃棄物量が多く挙げられた
- S（社会）関連データ：少数ではあるものの、人事・従業員関連データとの回答が散見された
- G（ガバナンス）：具体的なデータ項目を示す回答は見受けられなかった
- サプライチェーンのデータを収集しているとの回答も複数見られた

②-5. ESGデータ収集のためのITシステムは未導入と回答した企業のうち、約7割がシステム活用を検討中と回答した。



## ②-6. ESGデータ収集のシステムにおける課題は何ですか？



②-6. ESGデータ収集システムにおける課題認識については、各社バラつきがある状況が確認された。

- 課題第1位は、昨年から大きくポイントを伸ばした「メンテナンスが追いついていない（拠点マスター、係数設定等）」となった。ESGデータ収集システムの導入が進んだため、各社の課題がメンテナンスに変わってきたと考えられる
- 続いては、僅差で「データの精度が悪い、エラーチェック機能が甘い」「複数のシステムにまたがるため、マニュアルでのデータ集計作業が発生する」との回答が多かった

その他として、「システムの使い勝手が悪い」、「システムが未熟でインターフェースが悪い」、「海外への適用が悩ましい」、等の回答も複数見受けられた。



## 考察



昨年の調査結果と比較すると、今年度はESGデータ収集のためのシステム（ITツールやパッケージ）の検討が一気に加速した状況がうかがえる。

ITシステムの種類についても昨年からは異なる新たな顔ぶれもある他、独自システムを開発している企業も複数見られ、ITシステムの観点ではまさに戦国時代となっており、各プレイヤーのポジショニングも定まっていない状況が見て取れる。

どのようなITシステムをどの範囲で導入するかについて、シンプルな答えは無い。

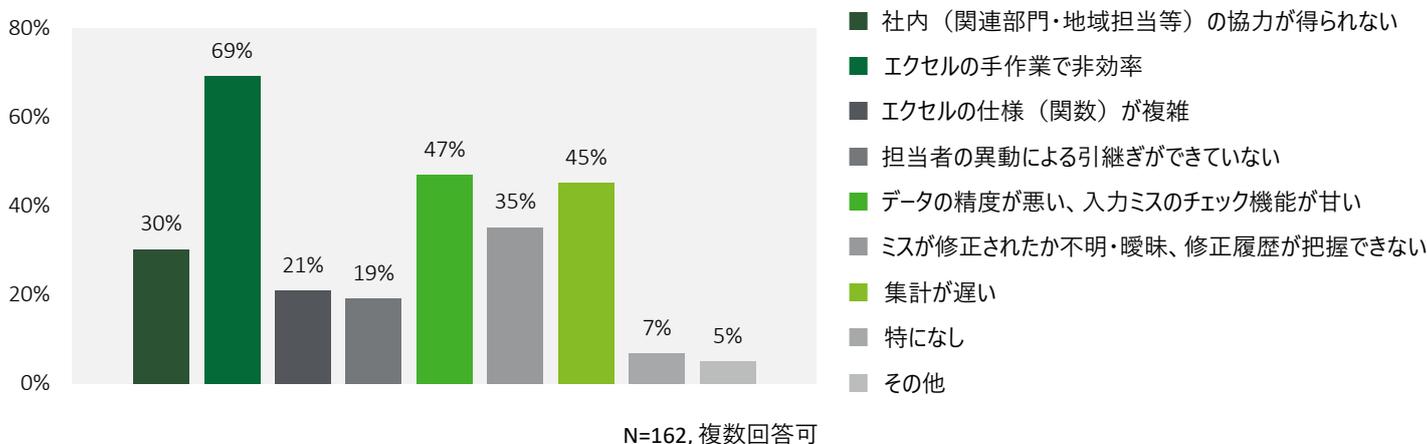
企業はIT部門とコーポレート部門、事業部門が連携し、自社の事業特性や業務要件と、自社の既存のシステムアーキテクチャや各ITシステムの特長、カバー範囲等を併せて検討し、自社に適したシステム構成を見極める必要がある。

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の高度化（続き）

続いて全回答者を対象に、手作業によるESGデータ収集における課題を伺った。なお、システム（ITツールやパッケージ）を一部で活用している企業であっても、システム外で収集するESGデータがあること、あるいは異なるITシステムで集めたデータを集計する、開示用フォーマットに変換する等の業務プロセスにおいて一定手作業が発生しているため、ここではESGデータ収集におけるITシステム活用有無に関わらず、全回答者を対象としている。



### ②-7. 手作業によるESGデータ収集における課題は何ですか？



②-7.手作業によるESGデータ収集における課題に関しては、昨年の傾向と同様に、「エクセルの手作業で非効率」なことについて、約7割が課題と回答した。次いで、「データの精度が悪いこと」「集計が遅いこと」、「社内の協力が得られないこと」も課題として挙がっている。

また、「その他」としては次のような意見が寄せられている。

<データの収集・分析>

- ESGデータは複数部署に跨る
- 部門によって集計日数の差が大きい
- 業務が一時期に集中する
- 担当部署の人手不足

<データの精度>

- 第三者検証対策としては、バックエビデンスの整備をどこまで連結子会社に要求するかが未確定



## 考察



前問の通りESGデータ収集に係るITシステム導入は昨年の調査時点と比べて各社で進んだものの、未導入の企業も多く、また、導入済みであっても手作業との組み合わせでデータを収集・分析している企業が多いなど、残る課題は大きい。

今後求められるデータ収集範囲の拡大、開示の早期化、及び第三者保証に耐えられるデータ精度の向上を考えると、いつまでも今のような対応ではいられない。

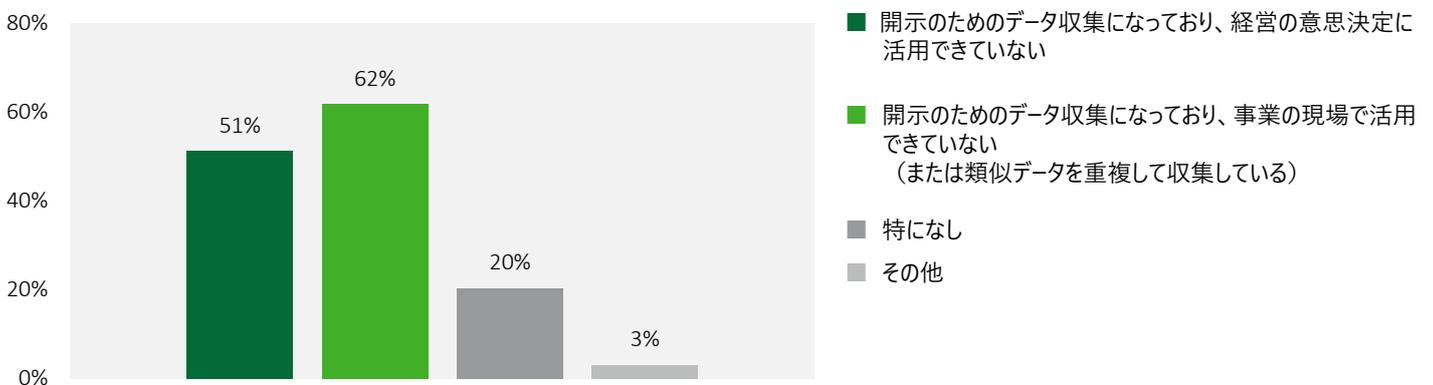
データ収集・分析・開示の業務プロセスを設計し、システム化できる部分を特定し、その範囲を徐々に拡大することが望ましい。

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の高度化（続き）

本来、ESGデータは社外への開示対象／対象外に関わらず経営層が把握し、経営判断に活用されるべき情報と考えるが、開示そのものがESGデータ収集の目的になっているとの声が良く聞かれる。このことから、次に、集めたESGデータをどのように活用しているかを聞いた。



### ②-8. ESGデータの活用に関して課題はありますか？



N=162, 複数回答可

②-8. ESGデータの活用について、8割の企業が課題を認識している。過半数が「経営の意思決定に活用できていないこと」及び「事業の現場で活用できていないこと」の両選択肢に対して課題ありと回答しており、開示のためのデータ収集になっていることが明らかとなった。



## 考察



ESGデータを有効活用するためには、マテリアリティの特定・非財務KPIおよび目標の設定・実績のモニタリングという一連のプロセスと、非財務情報収集・開示プロセスとを一体化し進めることがポイントとなってくる。

その中でESGデータを意思決定に活用していくためには、財務情報と同じように適切な頻度（半期/四半期/月次等）でのモニタリングを可能にし、必要に応じて施策の軌道修正や、目標の見直しを実施するなど、経営の仕組みに組み込むことが望まれる。

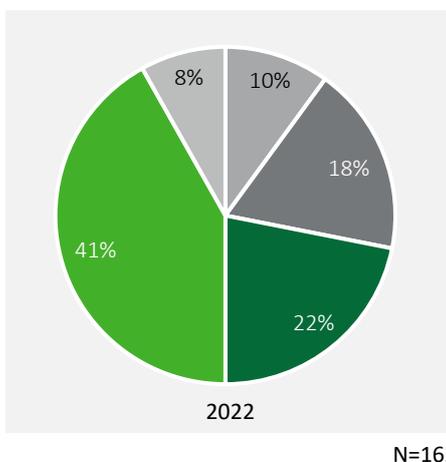
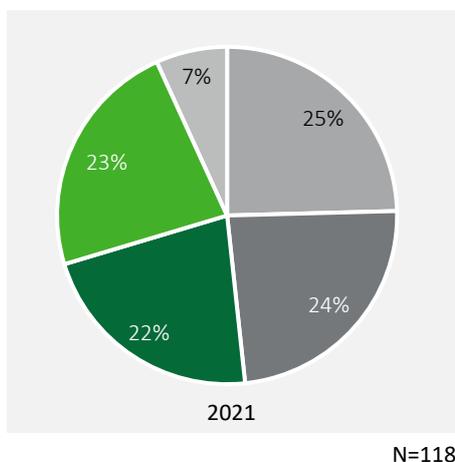
各社は企業価値向上に寄与する非財務KPIを特定し、各項目の重要度に応じたモニタリングの頻度を設定するなど、マネジメント要件を踏まえた検討が求められよう。

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の高度化（続き）

非財務情報開示の要請事項の動向を踏まえると、企業にはサステナビリティ報告の正確性や信頼性を担保するため、第三者監査・保証を早急に検討することが求められる。さらには、重要な誤りが確認されないことを示す「限定的保証」から、より厳格に精査を行い、報告内容の正確性や網羅性を認める「合理的保証」を求める動きに向かうことも明らかである。そこでこの設問では、ESGデータに対する第三者保証について伺った。



### ②-9. ESGデータの第三者保証についてご回答ください。



- ESGデータの第三者保証は実施しておらず、今後も予定はない
- ESGデータの第三者保証は実施しているが、今後実施予定である
- 既にESGデータの第三者保証を実施しているが、対象データの拡大は特に予定していない
- 既にESGデータの第三者保証を実施しており、今後対象データの拡大を予定している
- その他

②-9 ESGデータの第三者保証について、約6割が「実施中」、約3割が「未実施」と回答している。昨年（「実施中」と「未実施」が約半数）と比較すると第三者保証を実施する企業が増加したことが分かる。



## 考察



経営管理精度とデータの信頼性向上・比較可能性向上の観点から、サステナビリティ報告に対する第三者保証の重要性が高まっており、国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board \*9）や国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants \*10）は、サステナビリティ報告に対する保証基準策定を進めている。その中でも、IAASBは「国際サステナビリティ保証基準（仮称ISSA5000）」の作成を検討しており、2025年上半期にはIAASBが最終基準を承認する見込みとなっている\*11。

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions \*12）や日本公認会計士協会（JICPA：Japanese Institute of Certified Public Accountants \*13）等の関連団体も、これらの基準設定活動に賛同しており、今後ますます重要度は高まる見込みである。

各社は、近い将来でのサステナビリティ報告の第三者保証義務化、また、その先の合理的保証への移行を想定し、監査で求められる事項・監査に耐えるデータ精度の要件を理解し、さらに仕組みと体制を強化していくことが望ましい。

### ③ ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析

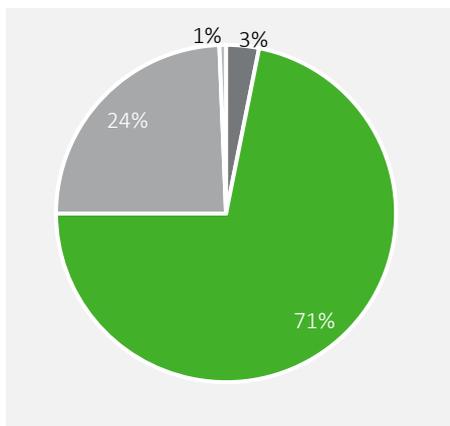
前述の通りESGデータの重要性は高まりを見せている一方で、ESGデータの開示と自社の企業価値の関連性をどのように測ればよいかについての議論は発展途上にある。

そこで、本調査では最後に、ESGデータの開示が自社の企業価値にどのように影響を与えているかの分析について聞いた。



#### ③-1. 【開示情報の分析】

ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析についてご回答ください。



N=162

- 自社のESGデータの開示がどのように企業価値に繋がっているかの分析について、必要性を特に感じていない
- ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かしたいがまだ実施できていない
- ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かす取り組みを実施中である
- その他

③-1. ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析については、昨年と変わらず、7割超が「ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かしたいがまだ実施できていない」と回答した。



### 考察



企業の経営者や担当者の皆様との日々のディスカッションの中で、「非財務情報開示の規制化に伴い、これまで各社が自由演技で開示していた非財務情報が規定演技化され、自社の個性を出せなくなる」との考えも聞かれますが、必ずしも正しくない。むしろ、規制化された中でこそ、独自性の高いストーリーを引き立たせることができるだろう。

例えば、GHG排出量のScope3について算定ロジックや原単位は選択肢が多様であり、カテゴリの選択、計算方法に会社の意志・個性、業界特性等を反映させることができる。また、人的資本についても自社のビジネスモデル・事業戦略と紐づいた人事戦略があり、そこに関連する非財務情報開示を行うことでデータが活きてくる。

開示要請を無視して自由演技を続けていては、各社を横並びで比較したい投資家からは評価されない。開示要請はルールとして守ったうえで、ESGデータを活用した、企業価値を訴求するメッセージを遡及していくことが欠かせない。

## 4. 調査概要

- 調査期間：2022年8月
- 調査方法：Webサーベイ
- 参加企業・回答者数：123社162名
- 調査結果集計方法：複数選択可の設問の場合は棒グラフ、単一選択の設問の場合は円グラフで集計

### 【参加企業属性】

上場区分	企業数	割合
東証プライム	110	89.4%
非上場	11	8.9%
東証スタンダード	2	1.6%
総計	123	100%

業種	割合
<b>製造業</b>	<b>57.7%</b>
素材 <sup>*1</sup>	13.8%
資本財 <sup>*2</sup>	10.6%
食品・飲料・タバコ	7.3%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.3%
自動車・自動車部品	6.5%
耐久消費財・アパレル	5.7%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.3%
ソフトウェア・サービス	1.6%
家庭用品・パーソナル用品	1.6%
<b>非製造業</b>	<b>42.3%</b>
資本財 <sup>*3</sup>	10.6%
各種金融 <sup>*4</sup>	5.7%
エネルギー <sup>*5</sup>	4.9%
公益事業 <sup>*6</sup>	3.3%
小売 <sup>*7</sup>	2.4%
保険	2.4%
食品・生活必需品小売り	2.4%
銀行	2.4%
運輸	2.4%
不動産	1.6%
電気通信サービス	1.6%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.8%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器 <sup>*8</sup>	0.8%
商業・専門サービス <sup>*9</sup>	0.8%
総計	100%

\*1：主に総合化学、基礎化学品

\*2：機械製造、重電機設備、建設関連など

\*3：主に建設・土木、商社・流通業

\*4：リース、資産運用・資産管理代行など

\*5：石油・ガスなど

\*6：電力会社

\*7：総合小売、通信販売、コンピューター・電子機器

\*8：テクノロジー・ハードウェアおよび機器のディストリビュータ

\*9：人事・雇用サービス

## Contacts

赤峰 陽太郎／Yotaro Akamine  
有限責任監査法人トーマツ パートナー  
e-mail : [yotaro.akamine@tohatsu.co.jp](mailto:yotaro.akamine@tohatsu.co.jp)

中島 史博／Fumihiro Nakajima  
有限責任監査法人トーマツ ディレクター  
e-mail : [fumihiro.nakajima@tohatsu.co.jp](mailto:fumihiro.nakajima@tohatsu.co.jp)

藤井 剛／Takeshi Fujii  
モニター デロイト ジャパンリーダー  
デロイトトーマツ コンサルティング 執行役員  
e-mail : [tfujii@tohatsu.co.jp](mailto:tfujii@tohatsu.co.jp)

丹羽 弘善／Hiroyoshi Niwa  
デロイトトーマツ コンサルティング 執行役員  
e-mail : [hniwa@tohatsu.co.jp](mailto:hniwa@tohatsu.co.jp)

# 注釈

1. IFRS「S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]」（2022年7月）：  
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/general-sustainability-related-disclosures/japanese/jpn-illustrative-guidance-exposure-draft-ifrs-s1-general-requirements.pdf>
2. IFRS「S2号「気候関連開示」[案]」（2022年7月）：  
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/climate-related-disclosures/japanese/jpn-exposure-draft-ifrs-s2-climate.pdf>
3. European Commission「Corporate sustainability reporting」：  
[https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting\\_en](https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting_en)
4. SEC「SEC Proposes Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors」（2022年3月）：  
<https://www.sec.gov/news/press-release/2022-46>
5. デロイト「ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2021」：  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/risk/articles/srr/esg-survey-data-driven.html>
6. European Commission「EU Regulation on Sustainability related Disclosure in the Financial service sector（ Sustainable Finance Disclosures Regulation）」：  
[ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/july/issb/ap1a-items-to-be-considered.pdf](https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/july/issb/ap1a-items-to-be-considered.pdf)
7. TNFDウェブサイト：  
<https://tnfd.global/>
8. ISSB「Board MTG July 2022 Staff Paper」（2022年7月）：  
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/july/issb/ap1a-items-to-be-considered.pdf>
9. IAASBウェブサイト：  
<https://www.iaasb.org/>
10. IESBAウェブサイト：  
<https://www.ethicsboard.org/>
11. IAASB「Main Agenda（September 2022）」（2022年9月）：  
[https://www.ifac.org/system/files/meetings/files/20220912-Agenda-Item-4-A-Project-Proposal-for-Proposed-ISSA-5000\\_0.pdf](https://www.ifac.org/system/files/meetings/files/20220912-Agenda-Item-4-A-Project-Proposal-for-Proposed-ISSA-5000_0.pdf)
12. IOSCO「IOSCO encourages standard-setters’ work on assurance of sustainability related corporate reporting」（2022年9月）：  
<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD713.pdf>
13. JICPA「会長声明 国際的なサステナビリティ保証基準の開発について」（2022年9月）：  
[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20220920iab.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220920iab.html)

# Deloitte.

## デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



**IS 669126 / ISO 27001**